

宮城県は、平成19年11月30日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。）第5条第3項の規定により、宮城県消防学校移転整備事業に関する実施方針を公表した。今般、同法第6条の規定により、宮城県消防学校移転整備事業を特定事業として選定したので、同法第8条の規定により、特定事業選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

平成20年2月18日

宮城県知事 村井嘉浩

宮城県消防学校移転整備事業

特定事業の選定について

1 事業の概要

(1) 事業名称

宮城県消防学校移転整備事業（以下、「本事業」という。）

(2) 公共施設等の管理者

宮城県知事 村 井 嘉 浩

(3) 事業内容

本事業においては、実施方針で公表したとおり、本事業を実施する事業者（以下、「事業者」という。）が以下の業務を実施する。

ア 施設整備に関する業務

イ 既存什器備品移転に関する業務

ウ 維持管理に関する業務

エ 食堂等運営に関する業務

オ 大規模修繕に関する業務

(4) 事業方式

事業者が宮城県消防学校（以下、「本施設」という。）の設計・建設・工事監理業務等を行った後、県にその所有権を移転し、既存什器備品移転業務、事業期間中に係る維持管理業務、食堂等運営業務、大規模修繕業務を遂行する BTO（Build-Transfer-Operate）方式により本事業を実施する。

(5) 事業期間

契約締結日（平成 20 年度内）から平成 43 年 3 月末日までの期間とする。

(6) 公共施設等の立地条件

事業場所：宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目 7 番 1 号 他（旧宮城県総合衛生学院）

敷地規模：約 37,727 m²（敷地 A（旧宮城県総合衛生学院校舎敷地）約 12,716 m²，敷地 B（旧宮城県総合衛生学院グラウンド及び駐車場）約 25,011 m²）

2 事業の評価

県の財政負担額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的

な評価を行った。

(1) 県の財政負担見込額による定量的評価

ア 県の財政負担額算定の前提条件

本事業を県が直接実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は県が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

表 財政負担見込み額算定の前提条件

	県が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の主な内訳	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設整備費用（調査・設計費，建設工事費，工事監理費，什器・備品類調達費，既存什器備品移転費等） 2 維持管理費用（維持管理費，調理委託費等） 3 大規模修繕費用 4 地方債の償還に要する費用 	<ol style="list-style-type: none"> 1 サービス購入費（調査・設計費，建設工事費，工事監理費，什器・備品類調達費，維持管理費，既存什器備品移転費，食堂等運営費，大規模修繕費，割賦手数料等） 2 アドバイザー費用 3 モニタリング費用 4 地方債の償還に要する費用 5 事業者からの税込（県税）の調整
共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業期間：22 年（施設整備：2 年，維持管理運営等：20 年） 2 割引率：4.0% 3 インフレ率：考慮しない 	
資金調達に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方債 <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間30年（元本据置5年） ・ 元金均等償還（年2回，全60回） 2 一般財源 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方債 <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間30年（元本据置5年） ・ 元金均等償還（年2回，全60回） 2 一般財源 3 事業者の自己資金 4 民間金融機関借入金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間20年 ・ 元利均等償還（年2回，全41回） ・ 調達金利は，近年の金利動向を参考に，融資が可能となる水準に設定
施設整備等に関する費用	概略の施設計画に基づき，同規模・同用途の他事例の実績等を勘案して設定	県が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理運営等に関する費用	県の既存施設の実績及び同用途の他事例の実績等を勘案して設定	県が直接実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定

イ 財政負担額の比較

上記前提条件に基づく財政負担額について、県が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合とを比較すると次の表のとおりとなる。

	県が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
指数	100.0	89.7

(2) P F I 事業として実施することの定性的評価

ア 教育訓練環境の向上

本施設の施設整備，既存什器備品移転，維持管理・食堂等運営，大規模修繕等を事業者が一貫して実施することにより，事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮されることが期待できる。このため，当該敷地の有効活用を図り，多様な教育訓練内容・形態に資する環境や，住民の安全・安心を担う真の消防人の醸成に資する生活環境の創出が期待される。

イ リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI 手法により本事業を実施した場合，長期的な計画において想定可能なリスクについて，県と事業者との間で役割分担や管理体制を適切に整備することにより，リスク発生の抑制を図るとともに，リスク発生時における適切且つ迅速な対応が可能となり，長期的な事業目的の円滑な遂行や安定且つ効率的な事業運営の確保が期待できる。

ウ 財政支出の平準化

県が自ら事業を実施する場合は，施設整備段階で多額の財政負担が発生する。これに対して，PFI 事業として実施する場合は，施設整備費の一部に民間資金を活用し，当該費用をサービスの対価の一部として維持管理期間を通じて事業者に一定額を支払うこととなるため，本施設の整備に係る県の財政支出の平準化が期待できる。

(3) 総合評価

本事業は PFI 方式で実施することにより，県が直接実施する場合に比べ，事業期間全体を通じた県の財政負担額について，約 10.3%の削減（リスク調整額を除く）を期待することができるとともに，サービスの水準の向上も期待することができる。

なお，県から事業者に移転するリスクについては定量化していないが，この移転リスクを勘案すると，さらなる VFM（Value For Money）の拡大が見込まれる。

従って，本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため，PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。